

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良区定款変更認可  
土地改良区設立認可  
土地改良事業計画の縦覧
- ” ”
- ” ”
- ◇告示 土地収用法による土地細目の公告  
行政書士試験の合格者  
昭和三十二年鳥取県職員採用中級試験の実施
- ◇正誤 昭和三十二年十一月一日公告中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第五百五十四号

志津土地改良区から申請の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の

規定により、昭和三十二年十一月二日認可した。

昭和三十二年十一月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県告示第五百五十五号

鳥取市大杵村上想太郎ほか十四人の者から申請の大杵東今在家土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、昭和三十二年十月二十五日認可した。

昭和三十二年十一月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県告示第五百五十六号

志津土地改良区から、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、新たに行為とする土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画(農道)について審査の結果右申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十一月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十一月九日から同年十一月二十八日まで

三 縦覧の場所 倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十七号

西伯郡会見町大字田住小林広次ほか四十八人から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第一項の規定により、共同で施行しようとする土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画（農道）及び規約について審査の結果右申請を適当と決定

した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十一月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

規約の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十一月九日から同年十一月二十八日まで

三 縦覧の場所 西伯郡会見町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十八号

米沢村貝田土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可の申請があつたの

で、当該土地改良事業計画（かんがい排水）について審査の結果右申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十一月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十一月九日から同年十一月二十八日まで

三 縦覧の場所 日野郡江府町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により土地細目の公告について申請があつたの

で同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十二年十一月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 起業者の名称

倉吉都市計画街路事業執行者

倉吉市長 早 川 忠 篤

一 事業の種類

昭和三十二年度倉吉都市計画街路事業 1, 2, 3

号線（市役所線）

一 起業地 倉吉市池田

一 収用しようとする土地の所在、地番、及び地目

所 在	地 番	地 目	備 考
倉吉市池田	一一四ノ一	宅地	鳥羽 正
"	一一四ノ七	"	岡崎 貞夫

一 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

氏 名 住 所 関係人

鳥羽 正 倉吉市住吉町一一四番地一 なし

岡崎 貞夫 " 住吉町一一四番地七 なし

公 告

昭和三十三年十月二十一日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十三年十一月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

米子市明治町六二番地 長 尾 巧

昭和三十三年十一月八日  
鳥取県人事委員会  
試験区分及び採用予定人員  
試験は次の二種の試験区分ごとに行います。

1 農業改良普及員 採用予定人員 若干名

2 生活改良普及員 若干名

二 受験資格

現に農業改良普及員又は生活改良普及員の資格を有し

ているか、又は資格を有する見込のある者（昭和三十三年四月一日までに生れた者）で次の年令に該当する者。

(1) 農業改良普及員 昭和四年四月二日から昭和十三年四月一日までに生れた者

(2) 生活改良普及員 大正十二年四月二日から昭和十三年四月一日までに生れた者

ただし、次の各号の一つに該当するものは受験できません。

(イ) 日本の国籍を有しない者

(ロ) 禁治産者及び準禁治産者

(ハ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることなくなるまでの者

(ニ) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(ホ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

三 第一次試験

(1) 方法

を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第一次試験では教養試験と専門試験を短期大学卒業程度で行います。

(イ) 教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について筆記試験により行います。

(ロ) 専門試験 職務遂行上必要な専門的知識、能力について筆記により行いますが、分野は次のとおりです。

職 種 分 野

農業改良普及員 作物及び園芸、土壌及び肥料、病虫害、畜産、農機具、農業経営、農業政策

生活改良普及員 被服、住居、食物、家庭管理、家庭保健衛生

(2) 日時、場所

昭和三十三年十二月十四日午前九時から  
鳥取市吉成 鳥取県農業試験場において行います。  
(3) 第一次試験合格発表  
昭和三十三年十二月二十四日県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

四 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 方法

(イ) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行います。

(ロ) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

(ハ) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他について行います。

(2) 日時、場所

昭和三十三年十一月中旬、鳥取市において行いますが、一次試験合格者に通知します。

五 最終合格者の発表

昭和三十三年一月下旬、県公報に登載し、県庁内に掲示するほか合格者に通知します。

六 合格から採用まで

(1) 合格者は、農業(生活)改良普及員採用候補者名簿に登載された上、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。従つて合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は原則として一年間です。

(3) 給与は、原則として行政職給料表六等級五号給(給料月額七、四〇〇円)で、このほか扶養手当、暫定手当(もとの勤務地手当に相当するもの)期末手当、勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求  
申込用紙は鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい

い。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封して下さい。

(2) 申込

申込用紙に必要な事項を記入し、人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。郵便による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のないものは受験票を送付しません

(3) 受付期間

昭和三十三年十一月十一日(月)から昭和三十三年十一月三十日(土)午後〇時十五分まで、郵送の場合は、十一月三十日(土)午後〇時十五分までの着信に限ります。

八 その他

この試験の詳細については人事委員会事務局に照会して下さい。

正 誤

昭和三十三年十一月一日公告した二級建築士資格選考の要領中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正  
16 上 2 / 3 三年以上 年数以上